

企業を筋肉質にする コンサルティング

「パラレルキャリア制度」のご提案

コンサルティング項目

- 1. 人事制度変更の企画及び提案
- 2. 従業員への制度変更説明会準備
- 3. 契約書、同意書等の作成相談

- 4. 就業規則の変更相談
- 5. 模擬監査の実施

パラレルキャリア制度の目的



政府が進める「働き方改革実現」テーマ

- 一人ひとりが自らのライフステージに合った 仕事の仕方を選択できる社会の創立
- ① 非正規雇用の処遇改善
- ② 賃金引上げと労働生産性向上
- ③ 長時間労働の是正
- ④ 柔軟な働き方がしやすい環境整備 <u>副業・兼業の推進に向けたガイドライン策定や</u> モデル就業規則改定などの環境整備
- 高 病気の治療、子育で・介護等と仕事の両立、 障害者就労の推進
- ⑥ 外国人材の受入れ
- ⑦ 女性・若者が活躍しやすい環境整備
- ⑧ 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、 人材育成、格差を固定化させない教育の充実
- ⑨ 高齢者の就業促進
 - ~首相官邸「働き方改革実現推進室」作成資料より抜粋~

パラレルキャリア制度を導入すると

「従業員」の保護を手厚くしたい(福利厚生改善)

- ・労働環境の改善をしたい
- •給与をアップしたい
- 将来もらえる公的年金に不安がある
- ・健康で安全な生活の確保をしたい

「企業」の課題を解決をしたい

- ・行政調査(労基・年金事務所)に不安がある
- ・人材不足(採用難)の解消をしたい
- ・長時間労働をなくしたい
- 未払い残業をなくしたい
- ・社会保険料の負担を軽減したい

「パラレルキャリア制度」の目的



待機時間の活用 販促・営業活動の強化 人件費の削減

効 果

留 意 点

対 応 策

企

業

従業員

- 営業利益向上
- 初期費用が低い
- 制度停止は随時可

- 勤怠管理時間の増加
- 従業員保護が必要
- 官公庁届け出

- ▶ 事務スタッフ活用
- 民間保険等活用
- 士業サポート

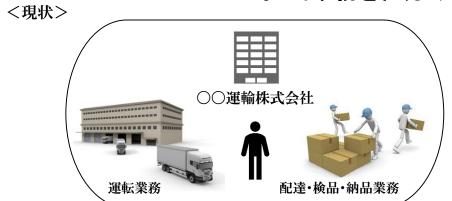
- 年間所得の増加
- 退職金・賞与の増
- 随時参加・非参加が可能
- 公的保険給付の減少
- 勤怠時間管理が増加
- 確定申告

- 貯蓄・民間保険活用
- 作業工程の効率化
- 税理士への依頼



パラレルキャリア制度のイメージ

担当業務を仕分け、別々の会社で従事

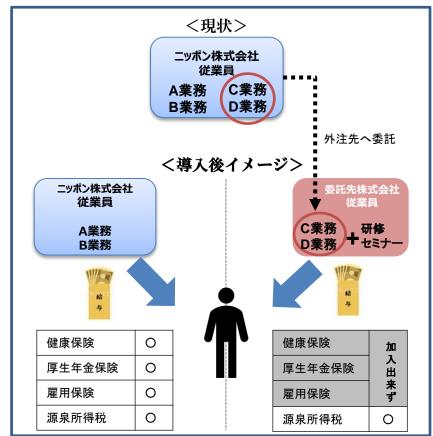


<導入後イメージ>



- •待機時間活用可能
- ・スキルアップ
- •社外活用





一日の業務は変わらず、待機時間の活用・スキルアップ・社外活動



「パラレルキャリア制度」推奨企業

パラレルキャリア制度推奨企業

従業員の保護

- ・公的年金への不安解消
- •労働環境の改善
- ・貯蓄率の底上げ
- ・就労と所得向上の支援
- ・健康で安全な生活の確保

「企業」の課題解決

- ·行政調査(労基·年金事務所)
- •人材不足(採用難)
- •長時間労働
- ・未払い残業
- 社会保険料の負担増

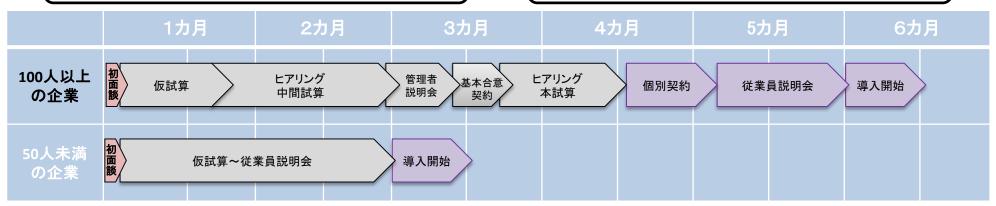


複数業務の存在



スケジュール

<仮試算時にご用意頂きたい資料> 賃金台帳1カ月分(氏名不要) ※機密保持契約を締結致します <導入開始時期> (例)期首、四半期の月始め、社保定時決定期等



仮試算ご提案以降のご面談や、説明会の開催地が遠方の場合、別途交通費をご請求いたします(東京都渋谷区恵比寿駅より1時間以上要する場合)

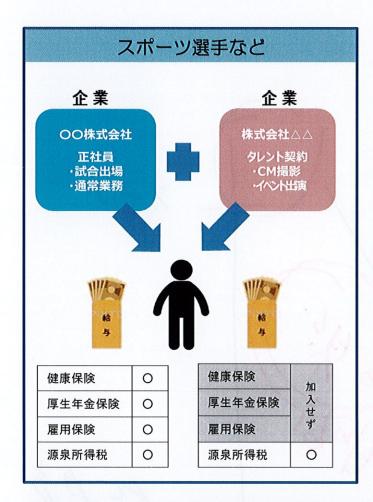
コンサルティング費用(仮試算時にご提案させて頂きます)

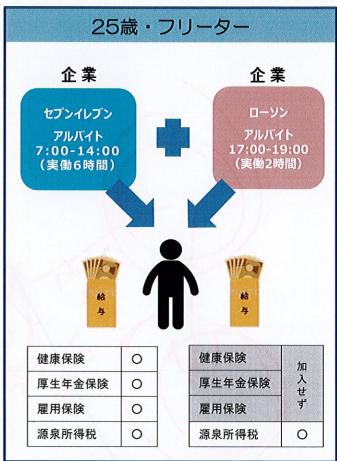
賃金台帳をお預かりの上、約2~3週間で仮試算をご提案させていただきます)

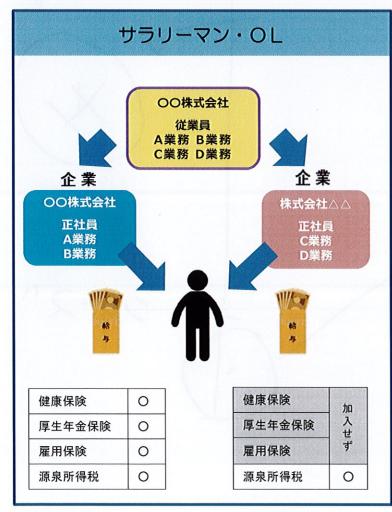
- ・ 企業様毎にお見積りをさせて頂きます ※社労士、税理士等と契約する場合、貴社との直接契約となります
- 弊社報酬額は、従業員人数・人件費・組織形態によって変動致します

(個別契約締結まではコンサルティング費用は発生致しません 着手金等は一切頂戴しておりません)

※助成金に関わる申請及び各種保険の給付申請等についてはお取扱いがございません。 必要に応じて専門家とご相談ください。







【留意点】

- ① 制度導入の条件
- ② 運用が重要
- ③ 確定申告が必要
- ④ 従業員への還元

Copyright@2018-Profit Design inc. ALL Right Reserved.

厚生年金保険等の被保険者資格取得の基準の明確化

平成28年10月1日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準が以下のとおり明確になります。

1. 被保険者資格取得の基準 (4分の3基準) の明確化

従来の取り扱い (旧)

平成28年10月1日以降の取り扱い(新)

1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者のおおむね4分の3以

上(この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となります。)

1週の所定労働時間および1月の所定労働日数 が常時雇用者の4分の3以上

2. 被保険者資格取得の経過措置

施行日(平成28年10月1日)において、新たな4分の3基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となりますので、「資格喪失届」の提出は必要ありません。

短時間労働者に対する適用拡大に係る事務の取り扱い

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となることから、特定適用事業所に該当する場合は、右ページの手続き等が必要となります。

1. 特定適用事業所とは

同一事業主(法人番号が同一)の適用事業所の被保険者数(短時間労働者を除き、共済組合員を含む)の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所が該当します。

2. 短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が、**常時雇用者の4分の3未満で、後述の「短時間労働者の要件」①~⑤のすべてに該当する方**となります。

裏面は、短時間(パート等)で働く皆さまへの周知用にご活用ください。 ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。





特定適用事業所に該当する場合の届出等

1 施行日時点で特定適用事業所に該当する適用事業所

施行日時点で特定適用事業所の要件を満たす適用事業所には、8月下旬に「特定適用 事業所該当事前のお知らせ」をお送りするとともに、10月初旬に「特定適用事業所該当通 知書」を送付します(下記2.の「特定適用事業所該当届」の提出は不要です)。

2. 特定適用事業所の要件を満たすことが見込まれる適用事業所

- 法人番号が同一の適用事業所の被保険者数が500人を超える月が直近11カ月で5カ月と なる事業所に対して、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付します。
- 特定適用事業所の要件を満たす場合は、本店または主たる事業所の事業主から「特定適 用事業所該当届」を提出してください。
- 「特定適用事業所該当届」の提出がなかった場合でも、機構において判定を行い、要件を 満たしていることが確認できた場合は、特定適用事業所に該当したものとして取り扱い、機 構から「特定適用事業所該当通知書」を送付します。

特定適用事業所の短時間労働者の資格取得届

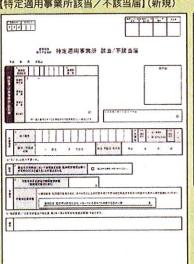
勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①~⑤のすべてに該当す る方は短時間労働者に該当するため、「資格取得届」※を該当日から5日以内に提出してく ださい。

【短時間労働者の要件】

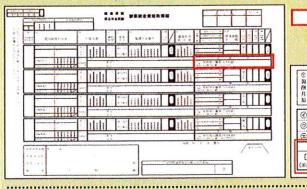
- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- 4 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上の企業(特定適用事業所)に勤めていること

(様式例)

【特定適用事業所該当/不該当届】(新規)



【資格取得届】※



標準報酬月期 □ 短時間労働者 (3/4未満)

※短時間労働者の資格取得届を提出する場合は、機構ホームページから**備考欄** に「□短時間労働者(3/4未満)」のチェックボックスを記載している上記の様 式をダウンロードのうえ、チェックボックスにチェックし、提出してください。 なお、チェックボックスが記載されていない資格取得届を使用する場合は、備考 欄に「短時間労働者」と付記してください。

各種届出様式等については、機構ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

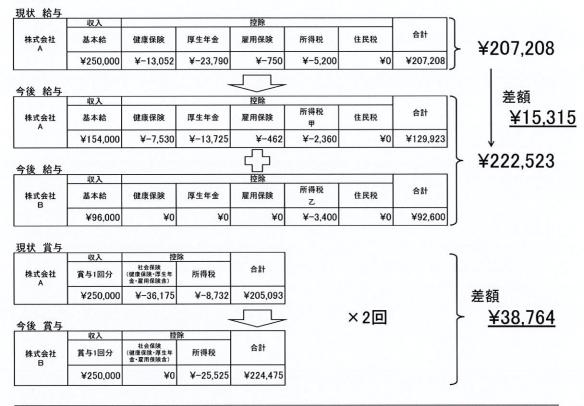
日本年金機構

検索 http://www.nenkin.go.jp/

<給与例>

給与25万

■ 月次



■ 年次

	収	収入		控	除)
現状	給与額面	賞与額面	社会保険 (健康保険・厚生年 金・雇用保険合)	所得税	年末調整 所得税過不足	住民税	合計	差額
	¥3,000,000	¥500,000	¥-523,454	¥-79,864	¥10,164	¥-144,500	¥2,762,346	左領
								¥223,090
	収	λ	-	控	除			¥223,090
今後	松与額面	入 賞与額面	社会保険 (健康保険・厚生年 金・雇用保険舎)	控所得税	除 年末調整・確定申告 所得稅過不足	住民税	合計	¥223,090

く備考>

・本資料は、下記の条件により作成しています

社会保険:平成30年2月時点の料率

介護保険:該当なし

所得税:平成29年分の源泉徴収税額表月額表

住民税:平成30年2月時点の各都道府県の県庁所在地の税率

扶養:0人

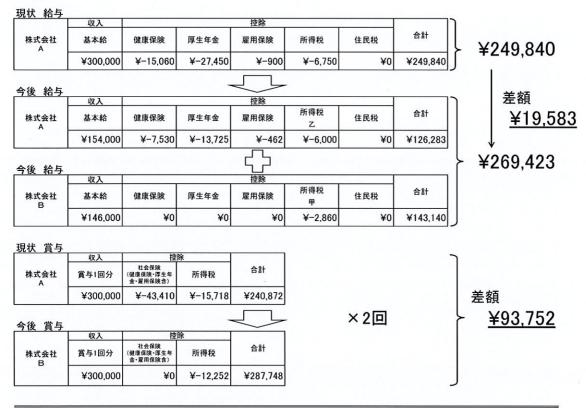
扶養控除申告書を社会保険控除後の金額が多い会社で提出

- ・各種保険料の控除が増加するのは、制度開始の5~6カ月後となるため、それまでの間は給与例のとおりにならない可能性があります(関係官庁の指示により開始時期が変更となる場合があります)
- ・人事制度の変更をした場合、各自が確定申告(※)を行う必要があり、年間の給与収入から徴収されていた所得税の額に応じて 追加納税や還付の場合があります
- ※ 確定申告とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入(所得)と控除額を計算し、翌年2月16日から3月15日の間に、 所得税等を確定させて申告することです
- 各関係法令により、納付する保険料額が増減すると、各種給付金も増減します

<給与例>

給与30万

■ 月次



■ 年次

	収	収入		控除)
現状	給与額面	賞与額面	社会保険 (健康保険・厚生年 金・雇用保険含)	所得税	年末調整 所得税過不足	住民税	合計	差額
	¥3,600,000	¥600,000	¥-607,740	¥-112,436	¥18,936	¥-191,100	¥3,307,660	左領
								} ¥283,008
	収	λ	-	控	- 除			¥283,008
今後	松与額面	入 賞与額面	社会保険 (健康保険・厚生年 金・雇用保険舎)	控所得税	除 年末調整・確定申告 所得积過不足	住民税	合計	¥283,008

<備考>

- ・本資料は、下記の条件により作成しています
- 社会保険:平成30年2月時点の料率
- 介護保険:該当なし
- 所得税:平成29年分の源泉徴収税額表月額表
- 住民税: 平成30年2月時点の各都道府県の県庁所在地の税率
- 扶養:0人
- 扶養控除申告書を社会保険控除後の金額が多い会社で提出
- ・各種保険料の控除が増加するのは、制度開始の5~6カ月後となるため、それまでの間は給与例のとおりにならない可能性があります(関係官庁の指示により開始時期が変更となる場合があります)
- ・人事制度の変更をした場合、各自が確定申告(※)を行う必要があり、年間の給与収入から徴収されていた所得税の額に応じて追加納税や還付の場合があります
- ※ 確定申告とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入(所得)と控除額を計算し、翌年2月16日から3月15日の間に、 所得税等を確定させて申告することです
- ・各関係法令により、納付する保険料額が増減すると、各種給付金も増減します

「パラレルキャリア制度」導入例



【ケース1】		【ケース2】
業種: 運送業	従業員数: 138名	業種:健康器具販売業 従業員数: 201名
人材関連費	<実施前> 6,840万 3,960万	人材関連費 <実施前> 1億1,700万 4,470万
【ケース3】		【ケース4】
業種:飲食業	従業員数: 312名	業種:リサイクル業 従業員数: 264名
人材関連費	<実施前> 1億2,230万 <実施後> 4,440万	人材関連費 <実施前> 1億8,380万 5,970万
【ケース5】	1 MS L, L O O / 3	【ケース6】
【ケース5】 業種: デザイン業		

※ 実績数値は、概算です

